

標識及び掲示板等の表示基準

昭和 5 3 年 7 月 1 日

東大阪市消防局告示第 1 号

改正 昭和 6 3 年 8 月 2 3 日 消防局告示第 1 号 平成 2 年 5 月 2 2 日 消防局告示第 1 号
 平成 4 年 7 月 1 日 消防局告示第 2 号 平成 1 1 年 2 月 1 6 日 消防局告示第 1 号
 平成 1 6 年 7 月 1 日 消防局告示第 1 号 平成 1 7 年 1 0 月 2 8 日 消防局告示第 1 号
 平成 2 7 年 3 月 1 0 日 消防局告示第 1 号 平成 3 1 年 3 月 8 日 消防局告示第 3 号
 令和 3 年 1 2 月 2 7 日 消防局告示第 5 号

消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）及び消防法施行規則（昭和 3 6 年自治省令第 6 号）に定める消防用設備等の標識並びに東大阪市火災予防条例施行規則（昭和 4 9 年東大阪市規則第 6 号）に定める各種標識及び掲示板等の表示基準を次のとおり告示する。

1 消防法施行令並びに消防法施行規則に定める消防用設備等の標識の表示基準は、次のとおりとする。

種 別	区 分	表 示 基 準	色		大 き さ		設 置 場 所
			地	文 字	幅 c m 以上	長 さ c m 以上	
消 火 設 備	消 火 器	消 火 器	赤	白	8	2 4	当 該 消 火 器 具 の 有 る 場 所 の 見 や す い 位 置
		使 用 方 法	白	赤	1 2	2 4	
	簡 易 消 火 用 具	水 バ ケ ッ ツ	赤	白	8	2 4	
		水 槽					
		乾 燥 砂					
		膨 張 ひ る 石 又 は 膨 張 真 珠 岩					
	屋 内 消 火 栓 設 備	屋 内 消 火 栓 箱	消 火 栓	赤	白	1 0	

		電源用器 電開閉器	屋内消火栓設備用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置
スプリンクラー設備	制御弁		制御弁 (スプリンクラー)	赤	白	10	30	当該設備の直近の見やすい位置
	末端試験弁		末端試験弁 (スプリンクラー)					
	送水口		送水口 (スプリンクラー) (送水圧力 MPa～MPa)			15	30	
	補助散水栓箱		消火用散水栓					
	電源用器 電開閉器		スプリンクラー設備用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置
水噴霧消火設備	制御弁		制御弁 (水噴霧消火)	赤	白	10	30	当該設備の直近の見やすい位置
	手動式起動装置		水噴霧消火設備 手動起動装置					
	電源用器 電開閉器		水噴霧消火設備用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置
泡消火設備	移動式泡消火設備		移動式泡消火設備	赤	白	10	30	当該設備の直近の見やすい位置
	手動式起動装置		泡消火設備 手動起動装置					
	ホース接続口		ホース接続口 (泡消火設備)					

		電 源 開 閉 用 器	泡 消 火 設 備 用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置
不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 ・ ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備 ・ 粉 末 消 火 設 備	選 択 弁	選 (〇) 扱 弁 (〇)	(注) 下の空白欄には防護区画又は防護対象物名を表示すること	白	赤	3 0	1 0	当該設備の直近の見やすい位置
	手 動 式 起 動 装 置	粉 末 消 火 設 備 手 動 起 動 装 置		赤	白	1 0	3 0	
		不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 手 動 起 動 装 置 ()	(注) ハロゲン化物消火設備の場合は「不活性ガス」とあるのを「ハロゲン化物」とし、それぞれの消火剤の種類を () 内に表示すること			1 5	3 0	
	自 動 手 動 切 替 装 置		(注) 枠内には、自動手動切替装置の取扱方法を表示すること	白	黒	3 0	6 0	
	移 動 式 消 火 設 備	移 動 式 粉 末 消 火 設 備			赤	白	1 0	
移 動 式 不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 ()		(注) ハロゲン化物消火設備の場合は「不活性ガス」とあるのを「ハロゲン化物」とし、それぞれの消火剤の種類を () 内に表示すること	1 5					

		貯蔵容器	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 充てん消火剤量 消火剤の種類 最高使用圧力 製造年月名 </div>	白	黒	30	60		
		電源用器 開閉器	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 不活性ガス消火設備用 </div> (注) 不活性ガス消火設備以外の場合は「不活性ガス」とあるのを「ハロゲン化物」、「粉末消火設備」と表示すること	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置	
屋外消火栓設備	屋外消火栓箱		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ホース格納箱 (屋外消火栓設備) </div>	赤	白	10	30	ホース格納箱の表面	
	屋外消火栓		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 屋外消火栓 </div>					当該設備の直近の見やすい位置	
		電源用器 開閉器		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 屋外消火栓設備用 </div>	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置
警報設備	自動火災報知設備	電源用器 開閉器	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 自動火災報知設備用 </div>	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置	
	ガス漏れ火災警報設備	電源用器 開閉器	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ガス漏れ火災警報設備用 </div>	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置	
	消防機関へ通報する火災報知設備	発信機		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 火災報知機 </div>	赤	白	8	24	発信機の上方の見やすい位置
		火災通報装置	電源用器 開閉器	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 火災通報装置用 </div>	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置

		配線の接続部	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">火災通報装置用</div>	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由	当該配線の接続部の直近の見やすい位置
		回線終端装置等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">火災通報装置に係る回線終端装置用</div> <p>(注) 当該設備又は回線終端装置等であると認識できる範囲において設備名称又は回線終端装置等名称を簡記することができる</p>	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由	当該開閉器の直近の見やすい位置
			配線の接続部	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">火災通報装置に係る回線終端装置用</div> <p>(注) 当該設備又は回線終端装置等であると認識できる範囲において設備名称又は回線終端装置等名称を簡記することができる</p>	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該配線の接続部の直近の見やすい位置
	非常警報設備	電源用器	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">非常警報設備用</div>	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由	当該開閉器の直近の見やすい位置
避難設備	避難器具	避難器具	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> <p>(注) 枠内には当該避難器具の種類を表示すること</p>	白	黒	1 2 3 6	当該器具を設置し又は格納する場所の見やすい位置
		使用方法	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> <p>(注) 枠内には当該避難器具の使用方法を簡記すること</p>			図及び1cm角以上の文字によってわかりやすく表示した範囲内において自由	避難器具である旨の標識の直近で見やすい位置
	誘導灯	電源用器	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">誘導灯用</div>	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由	当該開閉器の直近の見やすい位置

消火活動上必要な施設	排煙設備	電源用器	排煙設備用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置
	連結散水設備	送水口	送水口 (連結散水設備)	赤	白	10	30	当該設備の直近の見やすい位置
		送水区域選択送水口	(注) 枠内には送水区域、選択弁、送水口の系統を図示すること	白	黒	30	60	
	連結水管	送水口	送水口 (消防隊専用)	赤	白	10	30	当該設備の直近の見やすい位置
		放水口	放水口 (消防隊専用)					
		ホース格納箱	ホース格納箱 (消防隊専用)					当該格納箱の表面
		電源用器	連結送水管用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置
	非常コンセント設備	保護箱	非常コンセント	赤	白	10	25	当該保護箱の表面
		電源用器	非常コンセント設備用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		当該開閉器の直近の見やすい位置
	無線通信補助設備	保護箱	無線機接続端子 消防隊専用	赤	白	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自		当該保護箱の表面

		電源用器	無線通信補助 設備	白	赤	由	当該開閉器の 直近の見やすい 位置	
必要とされる 防火安全性能を有する 消防の用に供する 設備等	パッケージ型 消火設備		パッケージ型 消火設備	文字の鮮明度をそこな わない範囲において自由			当該設備の表 面	
	パッケージ型 自動消火設備		パッケージ型 自動消火設備					
	共同住宅 共用スプリン クラー 設備	制御弁		制 御 弁	文字の鮮 明度をそ こなわな い範囲に おいて自 由	10	30	当該設備の直 近の見やすい 位置
		試験弁		試 験 弁	文字の鮮明度をそこな わない範囲において自由			
	共同住宅 共用自動火 災報知設備	電源用器		共同住宅用 スプリンクラー 設備 (注) 当該設備であると認 識できる範囲において 設備名称を簡記するこ とができる	白	赤	文字の鮮明 度をそこな わない範囲 において自 由	当該開閉器の 直近の見やす い位置
		送水口		送 水 口 (共同住宅用 スプリンクラー) (送水圧力 MPa～ MPa)	赤	白	10	30
	共同住宅 共用自動火 災報知設備	電源用器		共同住宅用 自動火災報知 設備 (注) 当該設備であると認 識できる範囲において 設備名称を簡記するこ とができる	白	赤	文字の鮮明 度をそこな わない範囲 において自 由	当該開閉器の 直近の見やす い位置
	住戸用 自動火災報 知設備	電源用器		住 戸 用 自動火災報知 設備 (注) 当該設備であると認 識できる範囲において 設備名称を簡記するこ	白	赤	文字の鮮明 度をそこな わない範囲 において自 由	当該開閉器の 直近の見やす い位置

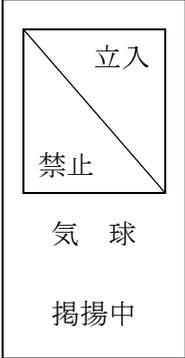
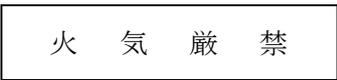
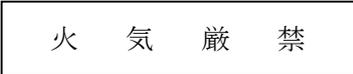
			とができる				
共同住宅 用非常警 報設備	電 開 閉 用 器	共 同 住 宅 用 非 常 警 報 設 備 用	(注) 当該設備であると認 識できる範囲において 設備名称を簡記するこ とができる	白	赤	文字の鮮明 度をそこな わない範囲 において自 由	当該開閉器の 直近の見やす い位置
共同住宅 用連結 送水管	送 水 口	送 水 口 (消 防 隊 専 用)		赤	白	10	30
	放 水 口	放 水 口 (消 防 隊 専 用)					
	ホ ー ス 格 納 箱	ホ ー ス 格 納 箱 (消 防 隊 専 用)					
	電 開 閉 用 器	共 同 住 宅 用 非 常 警 報 設 備 用	(注) 当該設備であると認 識できる範囲において 設備名称を簡記するこ とができる	白	赤	文字の鮮明 度をそこな わない範囲 において自 由	当該開閉器の 直近の見やす い位置
共同住宅 用非常コ ンセント 設備	電 開 閉 用 器	共 同 住 宅 用 非 常 警 報 設 備 用	(注) 当該設備であると認 識できる範囲において 設備名称を簡記するこ とができる	白	赤	文字の鮮明 度をそこな わない範囲 において自 由	当該開閉器の 直近の見やす い位置
加圧防排 煙設備	電 開 閉 用 器	加 圧 防 排 煙 設 備 用		白	赤	文字の鮮明 度をそこな わない範囲 において自 由	当該開閉器の 直近の見やす い位置
特定駐車 場用泡消 火設備	電 開 閉 用 器	特 定 駐 車 場 用 泡 消 火 設 備 用	(注) 当該設備であると認 識できる範囲において 設備名称を簡記するこ とができる	白	赤	文字の鮮明 度をそこな わない範囲 において自 由	当該開閉器の 直近の見やす い位置

		末端試験弁	末端試験弁 (特定駐車場用泡消火)	赤	白	10	30	当該設備の直近の見やすい位置
--	--	-------	----------------------	---	---	----	----	----------------

備考

- 1 標識の大きさが、この表に掲げる最小限度の数値をこえるものは、幅と長さの比率をこの表に掲げる最小限度の数値のとおりとする。ただし、これによりがたい場合で消防長が認めたときは、この限りでない。
 - 2 消火器の標識には必要に応じ普通火災用、油火災用、電気火災用等その適応性を付記することができる。
 - 3 文字の向きを変更する場合において、その標識の大きさの幅と長さの比率はこの表に掲げる最小限度の数値のとおりとする。
- 2 東大阪市火災予防条例及び同規則別表に掲げる標識又は掲示板等の表示基準は、次のとおりとする。

区分 種別	表示基準	色		大きさ		設置場所
		地	文字	幅 cm 以上	長さ cm 以上	
燃料電池発電設備		白	黒	30	45	当該設備のある入口又は直近の見やすい位置
変電設備		マークのふちどりは黒、これに囲まれた部分は黄赤色とする				
急速充電設備		白	黒	15	30	当該設備本体又は直近の見やすい位置
発電設備		白	黒	30	45	当該設備のある入口又は直近の見やすい位置
蓄電池設備		マークのふちどりは黒、これに囲まれた部分は黄赤色とする				
水素ガスを充てんする 気球の掲揚場所		白	黒	30	60	当該場所の入口又は柵

							等の要所で見やすい位置
水素ガスを充てんするとき又は水素ガスを充てんした多数のゴム風船の保管等を行う場所		赤	白	25	50		当該場所の入口又は直近の見やすい位置
消防長の指定する喫煙等の禁止場所	 併せて図記号を用いる場合	赤	白	25	50		当該指定場所又は客席内の各部分から見やすい位置
		(注) 映画上映等のため場内を暗くする客席については灯火入りとすること					
	 又は			25	50		禁煙の標識の直近の見やすい位置
		赤	白				
併せて図記号を用いる場合				25	50		当該指定場所又は客席内の各部分から見やすい位置
		(注) 映画上映等のため場内を暗くする客席については灯火入りとすること					
							火気厳禁の標識の直近の見やすい位置

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 危険物品 持込み厳禁 </div>	赤	白	25	50	当該指定場所の入口等の見やすい位置	
全面的喫煙禁止	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 建物内全面禁煙 </div> <p>併せて図記号を用いる場合</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>全面的に喫煙の禁止が確保されると所轄消防署長が認めた場合</p>	赤	白	25	50	当該防火対象物の入口等の見やすい位置	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 禁煙 </div> <p>併せて図記号を用いる場合</p> <div style="text-align: center;">  </div>	赤	白	25	50		禁煙の標識の直近の見やすい位置
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 喫煙所 </div> <p>併せて図記号を用いる場合</p> <div style="text-align: center;">  </div>	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由		10	30	喫煙設備を備えた当該場所の見やすい位置	
			記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白とする	マークの鮮明度をそこなわない範囲において自由			喫煙所の標識の直近の見やすい位置
			記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白とする	マークの鮮明度をそこなわない範囲において自由			喫煙所の標識の直近の見やすい位置
			記号は黒、地は白とする	マークの鮮明度をそこなわない範囲において自由			喫煙所の標識の直近の見やすい位置

階における全面的喫煙禁止		この階全面禁煙	赤	白	25	50	当該階の見やすい位置	
			併せて図記号を用いる場合		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白とする			マークの鮮明度をそこの範囲において自由
			赤	白	25	50	禁煙の標識の直近の見やすい位置	
			当該階が全面的に喫煙の禁止が確保されると所轄消防署長が認めた場合		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白とする			マークの鮮明度をそこの範囲において自由
併せて図記号を用いる場合		禁煙		併せて図記号を用いる場合		禁煙の標識の直近の見やすい位置		
少量危険物貯蔵取扱場所(東大阪消防条例第37条の規定に該当する特殊引等を含む。)	移動タンク以外	各類共通	少量危険物貯蔵取扱場	白	黒	30	60	貯蔵し、又は取り扱う場所の入口若しくは直近の見やすい位置
		第2類のうち引火性固体、第3類のうち自然発火性物質、第4類又は第5類	火気厳禁	赤	白	25	50	貯蔵し、又は取り扱う場所の見やすい位置
		第1類のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は	禁水	青	白			

		第3類のうち禁水性物質						
		第2類 (引火性固体を除く。)	火 気 注 意	赤	白			
		禁 煙						
	移動タンク		少量危険物 移動タンク 類 品名 最大数量	白	黒	30	45	タンク後部の鏡板又はタンク後部の見やすい位置
		危	黒	黄	30	30	車両の前後の見やすい位置	
指定可燃物貯蔵場所	移動タンク以外	各類共通	指定可燃物 貯蔵取扱場	白	黒	30	60	貯蔵し、又は取り扱う場所の入口若しくは直近の見やすい位置
			品名 最大数量 責任者					
	上記以外の品名	可燃性固体類 可燃性液体類	火 気 厳 禁	赤	白	25	50	貯蔵し、又は取り扱う場所の見やすい位置
			火 気 注 意					
		禁 煙						
	移動タンク		指定可燃物 移動タンク 品名 最大数量	白	黒	30	45	タンク後部の鏡板又はタンク後部の見やすい位置

		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">指 定 可燃物</div>	黒	黄	30	30	車両の前後の見やすい位置
劇場等	満員札	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">満 員 只今場内が混雑 していますので、しばらくお 待ちください</div>	赤	白	25	50	当該劇場等の入口の見やすい位置
解錠方法		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <p>(注) 枠内には当該錠の解錠方法を簡記すること</p>	白	黒	12	14	当該錠の直近の見やすい位置
非常用の出入口等	非常用の出入口	 「赤色灯」 (フリッカー状態を含む。)	赤色反射塗料による一辺 20cm以上の正三角形				当該進入口等の前面の道又は通路その他の空地の幅員の中心から識別できる位置
	その他の出入口		直径10cm以上の半球が 内接する大きさ				
核燃料物質等 消防長指定物質	核燃料物質及び放射性同位元素	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">放射線物質 </div>	黄	黒	30	45	当該物質を貯蔵し、又は取り扱う場所の入口の見やすい位置
	圧縮ガス及び液化ガス	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">アンモニア </div> <p>(注) 文字は当該ガスの品名を表示すること</p>	白	黒	30	45	

	火 薬 類		白	白	30	45	
			文字を囲む円内の部分は赤とし円の直径は15cm以上とする				

備考

- 1 標識の大きさが、この表に掲げる最小限度の数値をこえるものは、幅と長さの比率をこの表に掲げる最小限度の数値のとおりとする。ただし、これによりがたい場合で消防長が認めたときは、この限りでない。
- 2 文字の向きを変更する場合において、その標識の大きさの幅と長さの比率はこの表に掲げる最小限度の数値のとおりとすること。

附 則

- 1 この告示は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 昭和49年3月1日東大阪市消防局告示第2号は、廃止する。

附 則（昭和63年8月23日東大阪市消防局告示第1号）

この告示は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則（平成2年5月22日東大阪市消防局告示第1号）

この告示は、平成2年5月23日から施行する。

附 則（平成4年7月1日東大阪市消防局告示第2号）

この告示は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成11年2月16日東大阪市消防局告示第1号）

この告示は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成16年7月1日東大阪市消防局告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月28日東大阪市消防局告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月10日東大阪市消防局告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月8日東大阪市消防局告示第3号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の標識及び掲示板等の表示基準の規定は、この告示の施行の日以後に設けられる標識について適用する。

附 則（令和3年12月27日東大阪市消防局告示第5号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に設置されている標識又は掲示板等の表示基準については、なお従前の例による。